

■ 住宅省エネルギー性能証明 建物種別の電子申請先について

業務種別	本申請種別	申請先	支払い方法
<p>住宅省エネルギー性能証明 (戸建住宅・併用住宅)</p>	<p>電子申請 (1ステップ)</p> <p>本申請：電子申請 ★事前相談：なし</p>	<p>全事務所・支所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中部事務所 (静岡市)</li> <li>・ 藤枝支所 (藤枝市)</li> <li>・ 西部事務所 (浜松市)</li> <li>・ 袋井支所 (袋井市)</li> <li>・ 東部事務所 (沼津市)</li> <li>・ 富士支所 (富士市)</li> <li>・ 甲府事務所 (山梨県)</li> </ul>	<p>電子申請 (本申請を電子申請)</p> <p>「月締め」 払いのみ※</p>
<p>住宅省エネルギー性能証明 (共同住宅) 併用住宅は除く</p>		<p>本所</p>	

※ 「月締め払い」は、別途、申込手続きが必要です。詳しくは、当センターHP内の「月締め支払」ページをご覧ください。